

お客さま各位

石動信用金庫

未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料および自動解約」について

平素より石動信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、口座が不正利用されることによる被害を防止するため、普通預金口座等に対して長期間ご利用のない普通預金口座等を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいています。

長期間ご利用のない口座がありましたら、お取引の再開または口座の解約をお願い申し上げます。

なお、常時の入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座が対象となることはございません。

今後も日頃からご利用いただいているお客様へのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

対象となる口座	普通預金口座※ 2年間未利用状態が続いた場合に、未利用口座管理手数料および自動解約手続きの対象とさせていただきます。 ※総合口座、貯蓄預金口座、決済用普通預金を含みます。 ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座を含みます。 ただし、次の場合を除きます。 (1) 当該口座の残高が10,000円以上である場合 (2) 同一の営業店で、お借入れがある場合 (3) 同一の営業店で、他にお預かり金融資産(当座預金、定期預金、定期積金等)がある場合
手数料	年間1,320円(内、消費税120円)
手数料の引落とし	(1) 口座が上記の「対象となる口座」となった場合、届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。 ※郵送した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2) 「ご案内」郵送後、一定期間(約3ヶ月)経過後もお預入れまたは払戻し等のお取引が無い場合、当該口座から「未利用口座管理手数料」を引落しいたします。 ※一旦引落しいたしました未利用口座手数料については、返却いたしません。
自動解約	(1) 口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 (2) 口座残高を超える負担および自動解約後の手続きはございません。 ※解約した口座の再利用には応じられません。

※今後、本手数料について変更がある場合には、ホームページ等でお知らせします。

※ご不明な点は、お取引店までお問合わせ下さい。

以上